

管領斯波義淳の就任・上表をめぐって

河村 昭一*

(平成9年9月19日受理)

はじめに

『日本史大事典』2(平凡社、1993年)の「管領」の項(今谷明氏執筆)に「義教のころには管領になりたがらぬ大名さえおり、辞意を漏らす管領を将軍が慰留するといった事態がしばしば生じた」という記述がある(608頁)。この「管領になりたがらぬ大名」「辞意を漏らす管領」の典型が、義教期初期の正長2年(1429)8月から永享4年(1432)10月まで管領を務めた斯波義淳である。

斯波義淳は将軍義教の管領就任要請を強く固辞し、就任後は上表を執拗に繰り返した。その背景について青山英夫氏は、義淳は、義淳の前任者でやはり再三にわたる上表の結果辞任した畠山満家ともども、管領制を基軸とする幕府体制の堅持に固執していたので、将軍専制体制をめざす義教に強く反発して上表したとされている¹⁾。

これに対して今谷氏は、義持期から義政期初期にいたる時期の管領制は虚構にすぎず、当該期の重要政務の決定に大きな役割を果たしていたのは、管領を含む有力守護大名から成る「重臣会議」であるとし、管領はいわばこの重臣会議の中に埋没し形骸化して、「しばしば義教によって枢機から疎外された斯波義淳が鬱憤のあまり再三辞意を表明している」とされている²⁾。今谷氏はまた、冒頭に挙げた『日本史大事典』「管領」の項の中で、管領職が大名から忌避される理由として、荘園保護策を基本とする管領の業務と守護大名としての分国統治策とが矛盾するため管領在任が領国経営に不利をきたす、との説明をも加えられている。

ところで小泉義博氏は、室町期の斯波氏歴代の事績を明らかにされる中で、義淳やその重臣が管領就任を固辞した理由について、彼に先天的精神性障害があったからとされ、さらに将軍義教が義淳を次期管領に指名したのは、かかる障害のある義淳を管領に就けることによって、一気に管領制の実質的解体をねらったものである、という見解を示されている³⁾。もしこれが事実だとすれば、義淳の就任固辞・上表は、当該期の管領のあり方を考える素材とはなり得ず、単なる特殊事例となってしまう。そこで小稿では、主としてこの義淳を先天的精神性障害者とする小泉説の是非を確かめる作業をすることとし、その上で、青山・今谷氏の説を念頭におきながら、義淳の就任、及び上表の事情を検討し、もって当該期の管領の一側面を瞥見しようとするものである。

一、斯波義淳の管領就任

1 「斯波家譜」の記事の検討

小泉氏が、義淳に先天的精神性障害ありと判断されたもっとも基本的な典拠史料は、義淳の3代あとの斯波氏当主義敏が文明13年(1481)に著した「斯波家譜」⁴⁾の、義淳に関する次の記述である。

一、左兵衛佐義淳は義重の嫡子にて、十三の年元服候、是も公家之儀式にて、従五位の下治部太夫に任し候、同年管領職を勤、義将・義重共に存在の時にて候、雖然いくほとなくて父祖にはなれ候間、行跡引かへ候て、犬鷹殺生之趣好ミ候けるを、普廣院殿様御慈悲を以て左様の次第御禁制候し程に、上意に應し候て、停止とは申なから、やゝもすれは数奇にひかれて候、猶々堅く御諷諭のために、かやうの行儀にて候、先祖のやうに屋形の寝殿にから鳥かきて、むらさきへりをしたる障子、同じ南の庭のまりの懸り、平中門の内の沓ぬきに御廉のかきこまり、出仕の時の轡もやうの事も、更に似合候ハぬなどゝまで、忝いさめ被仰候成る、かやうの儀によりて屋鋪以下の趣に、近年聊爾に成りたる事も候しを、義敏内々上聞に達し候て、少々再興候つる、又義淳の事、まへに申候様に御諷諭はありなから、猶も御志し候けるによりて、河原の勸進猿楽の棧敷にハ、甲斐か井けたの幕をうたせられ候て、其身ハ公方様の御座しきへ参候、又諸家へ松はやしの事仰出され候て、大小名ことこと勤候し時も、當方計をハ除候、何れも義淳(ため脱カ)のにて候、心照寺道忠瀬良、永享五十二年二月日 逝去、三十五歳、

小泉氏はこの記事から、義淳は、①時として「数奇にひかれて」犬・鷹の殺生を好むなど、情緒面にかなりの問題があり、②勸進猿楽の棧敷を取り違えて将軍席に紛れ込んだり、③さらには正月行事の松拍子の沙汰からも除外されたりと、知的能力の面でも障害がみられた、とされ、義淳には先天的精神性障害があったと結論づけられている。

「斯波家譜」(以下「家譜」と略記)は、その奥書によると、おそらく文明11年⁵⁾、「當家先祖(斯波高経カ)之頼像(小川信氏の推測のように肖像画カ)」を見た将軍義尚・日野富子母子から先祖の詳しい次第を尋ねられた斯波義敏は、すでに越前進攻のため近江海津まで出陣

* 兵庫教育大学第2部(社会系教育講座)

していて答えられなかったため、これを「無念」に思い、越前で朝倉氏と対陣中の文明13年7月22日⁶⁾、「以後のためあらあら」女房衆に注し上せて(義尚の)御目にかけし案文だという。義敏自身「但記録・重書なども當陣には候ハぬほとに相違の儀もあるへく候」と告白しているように、たとえば義淳の享年37歳⁷⁾を35歳とするなどの誤りも目につき、必ずしも絶対的な信は置けないことに、まず留意しておかなければならない。とはいえ、義淳が屋形のしつらいや轆の模様まで奇を求めたという逸話(小泉氏はこの部分を引用から除外されている)などは、義敏が屋敷を「少々再興」したなどと、自身の行為と結び付けて記述しているところからすれば、犬・鷹などの殺生を好んで將軍義教から「堅く御諷諭」をうけたという話も含めて、あるいは一定の事実を伝えているのかも知れない。しかし、管見の限り信頼すべき史料でこうした義淳の奇行を確認することはできず、この点の検証はこれ以上不可能である。

次に、勸進猿楽の件について検討する。小泉氏は、精神障害をもった義淳が、いわば茫然自失状態で「棧敷席を取り違えて將軍席に紛れ込んだ」と解釈しておられるようであるが、「家譜」の記述を虚心に読めば、これは小泉氏が想定されたような偶発的事件でないことは明らかである。すなわち、斯波氏の棧敷には重臣甲斐氏の家紋の幕が打たれてあったのであり、そのことは、斯波氏の棧敷として設置されたところには甲斐が入り、義淳は將軍の席につくということが当初から予定されていたのであって、義淳が突然発症して起こった事件ではないことを物語っている。また、末尾の「何れも義淳の(ため)にて候」の部分の意味は、「勸進猿楽の件も松拍子の件も共に義淳(の『数奇』)が原因だ」となるが、松拍子から「當方針を除」いたのは当然幕府(將軍)側であるから、勸進猿楽で義淳が將軍席に入ったというのも、松拍子の場合と同様幕府側がとった措置と解釈するのが、少なくとも文脈上自然であろう⁸⁾。それより何より、この逸話自体、史実ではないと思われる。

義淳が將軍義教のもとでかかわった河原勸進猿楽は、永享5年4月のものが唯一である。すなわち、『満濟准后日記』(以下『満濟』と略記)同月28日条に「御代初度勸進申楽三ヶ日無為」とあって、この時の勸進猿楽が義教の代の最初のものであったことが知られ、かつこれ以後義淳の没する同年12月1日⁹⁾までの間に勸進猿楽の興行が諸書において確認できないので、「家譜」にいう勸進猿楽はほぼこの時のこととしてよい¹⁰⁾。ところが、この猿楽について、初日(4月21日)、第2日(同月23日)、第3日(同月27日)ともその模様を書き留めている『満濟』には、第3日に猿楽のあと義淳が義教を自邸に招き一献を沙汰したことは記録していても、「家譜」のこのような「事件」の記述はまったくなく、

先に引用したように「三ヶ日無為」としていて、平穩のうちに終了したことが知られる¹¹⁾。以上から、「家譜」の伝える「勸進猿楽棧敷事件」は、存在そのものを疑わざるを得ないのである。ただ、「家譜」の記者斯波義敏の創作とも思えず、当時の斯波家に伝承として伝えられていたのであろうが、もしそうだとすれば、これは、斯波氏は將軍にもなり得るといふ、南北朝期以来の門地意識に基づく伝承が、義淳の「数奇」ぶりと合成されて趣旨を違えて出来上がった挿話、という解釈も不可能ではない¹²⁾。なお、前代義持期にまで範囲を広げると、応永26年(1419)¹³⁾と同28年¹⁴⁾の両度、義淳が將軍の棧敷を沙汰した田楽があるけれども、後者(河原勸進田楽)について「十二月田楽希有事」とされてはいるものの、義淳の奇行はまったく伝えられていない。

最後に、正月松拍子問題をみてみよう。結論からいえば、この点は「家譜」の伝える通りである。『満濟』によれば、將軍義教の代になってから義淳が没するまでの5年間(永享元~5年)の正月松拍子を沙汰したことのある守護大名は、表1の如く5人であり、確かにその中に義淳は含まれていない。応永23年8月9日桂地藏の

表1 將軍義教期の幕府正月松拍子の沙汰人と期日 (永享5年=斯波義淳死没まで)

年次	沙汰人	赤松満祐	一色義貫	畠山満家	細川持之	山名時熙
永享1		1.13	※1.19			
2		1.12	1.19	▽1.24	1.28	2.1
3		(1.11条に記事あるも沙汰人の名前なし)				
4		1.13	▽1.19	▽1.25		
5		※1.13				

注(1)『満濟准后日記』による。

(2)※は沙汰人の名前の記述がないが、他の年より推定。

(3)▽は予定期日で、実際は雨や所労で延期。

風流に際し、將軍義持の中間と義淳の父義教(初名義重)の中間らが共同で「金欄曇子等裁着」で「田植之風情」を表現し、見物人の目を驚かせたことがあり¹⁵⁾、斯波氏が伝統的に松拍子(風流)に関わらないということではない。したがって、義教期になって、將軍から指名された松拍子の沙汰人に、いわゆる「重臣會議」の構成員がほとんど入る中で(含まれていないのは他には細川庶家の満久と畠山庶家の満則のみ)、義淳が外れているのは確かに義教の意図を感じさせるところである。ただ、この原因について「家譜」は、勸進猿楽同様、義淳が「(義教の)御諷諭はありなから、猶も御志」して「数奇」を止めようとしないうちに求めているのであって、小泉氏のように「知的能力の面でも障害」があったためとするのは、適当ではない¹⁶⁾。

最後に、義淳に仮に奇行癖があったとしても、少なく

とも「家譜」はそれを先天的なものとはしていないことを確認しておきたい。すなわち、「いくほとなくて父祖にはなれ候間、行跡引かへ候て」とあり、義淳が「行跡引かへ候て」犬・鷹の殺生を好むようになった契機として、「父祖にはなれ」たことを挙げている。つまり、彼が犬・鷹の殺生を好むようになったのは祖父義将、父義教に死別したためと「家譜」は語っているのである。義将の死没は応永17年¹⁷⁾、義教のそれは同25年¹⁸⁾であるので、義淳の奇行が具現化したのは応永25年以降ということになり、少なくとも小泉氏の「先天的」（遺伝子のレベルではなく発症のみを問題とした場合）との診断は慎重を欠くのではあるまいか。

以上の検討によって、「家譜」にのみ拠る限り、義淳はあるいは強烈な個性の持ち主で性格的に偏執がみられたかも知れないが、先天的精神性障害があったと断ずることはできないと思われる。義淳が決して政治的無能力者でなかったことは、管領としての彼の政治活動によって十分に確認することができるが（この点は稿を改めて検討したい）、小泉氏は、義淳に精神性障害があったことを裏付けるものとしていくつかの事例を提示されているので、次にそれらを逐一検討しておきたい。

2 小泉説における傍証の検討

小泉氏が、義淳に先天的精神性障害があったと考えれば説明が容易につく事例として、4例指摘されている。

①応永16年の斯波義将による管領人事

足利義満死没の翌年にあたる、応永16年6月7日、管領職が突然斯波義教からその父義将に還補され¹⁹⁾、さらにそのわずか2ヶ月後に、義将の嫡孫（義教の嫡子）で13歳の義淳が任命された²⁰⁾。義教から義将への還補は臼井信義氏の推測の如く、対朝鮮外交上の必要に基づくものとして理解が可能としても²¹⁾、その直後に、判始もすんでいない義淳を管領に就け、その父義教に代判させるというのは、確かに異例の強引な管領人事であった。小泉氏はこれを、義淳の精神性障害を知った義将が、その衝撃と焦りから、義淳の一刻も早い政界馴致を図って強行した人事だとされた。しかし、前述したように、義淳に仮に精神性障害、もしくは性格の偏執があったとしても、それは「先天的」というべきものではないことを「家譜」の記述は示唆していた（前述）。百歩譲って、義淳に先天的精神性障害があったとしても、そのような義淳を管領に就けることで、彼の「政界馴致」が果たされ、「もって斯波氏の一層の勢力拡大」につながるものが期待できたとは到底考えられず、むしろ、かえって管領家としての格式と権威を失墜させる危険性の方がはるかに高いというべきであろう。この人事は秋元信英氏のいわれるように、「祖父義将が、細川・畠山両氏の繁栄の中にあって将来の斯波一族の展開を考慮し、義淳に管

領就任の実績を与えることによって、成人後の幕政参加に際して発言力の重きを期す布石であった」という理解で²²⁾、なんら不都合はないと思われる。ちなみに、義将も、奇しくも義淳と同じ13歳の時、父高経の後見で初めて執事に就任している²³⁾。

②応永34年6月の守護遵行状の省略

応永34年6月26日付尾張在国守護代織田常竹宛尾張在京守護代織田常松遵行状²⁴⁾は、本文に「早任今月十五日御施行之旨」とあって、左兵衛佐（義淳）宛管領畠山道瑞（満家）施行状²⁵⁾を直接受けて発給されており、守護義淳の遵行状が省略されている。小泉氏は、これを当時義淳が加判能力を欠いていたためと解されている。但し、守護宛管領施行状→守護代宛守護遵行状という通常の遵行手続きもみられることから²⁶⁾、義淳の障害は、周囲や本人の状況によって発現する場合もしない場合もあったとされている。

守護が加判能力を欠く場合、守護遵行状が省略されることは確かに見られ、つとに小泉氏が紹介されているように²⁷⁾、永享11年に、5歳の守護斯波千代徳丸（のちの義健）に宛てられた管領細川持之施行状を、守護代甲斐常治（将久）遵行状（小守護代宛）が「早任今月廿一日御施行之旨」と直接奉じて、守護千代徳丸の遵行状は省略されている²⁸⁾。これは守護が幼年で加判能力を欠く場合であるが、小泉説のように、もし義淳に精神障害が発症して加判が不可能になることがあったとすれば、守護遵行状を省略することはあり得たとみられる。しかし、守護遵行状が省略されるのは、守護の加判能力に問題があるケースのみに限られるわけではなく、たとえば、守護が在京しない場合も想定できる。尾張国英比郷を伏見南方雑掌に沙汰付くべき旨を織田三郎に下達した、嘉吉元年(1441)10月7日付斯波氏在京奉行元阿奉書²⁹⁾は、「早給旨次閏九月晦日御教之旨」とて閏9月27日付後花園天皇給旨³⁰⁾と同月晦日付管領細川持之施行状（守護斯波千代徳丸宛）³¹⁾を受けて出されている。この年7歳の守護斯波千代徳丸の遵行状が省略されたのは先の永享11年の例と同じであるが、守護代遵行状まで省略されているのは、当時の尾張在京守護代織田郷広が遠江に出陣中で京都にいなかったからである³²⁾。このことは、発給者が在京しない場合も、遵行手続き上、文書発給が略されることがあったことを示しており、問題の応永34年6月26日付織田常松遵行状が管領施行状を直接奉じたのも、守護義淳がたまたま京都を離れていて、かつ、当事者（大徳寺如意庵）から遵行手続きを急ぐよう督促されたから、といった可能性も否定できない。応永34年6月頃の義淳の行動は管見の限り跡づけられないので、あくまで1つの可能性以上のものではないが、義淳に花押1つ書けない日が10日以上も続くような重度の「障害」があった可能性よりは高いと思われる。しかし、こ

の点の小泉説の明確な否定は困難であり、他のケースの可能性もあることを指摘するにとどめておきたい。

③管領就任固辞時における重臣甲斐らの言辭

後述するように、斯波義淳は、正長2年8月將軍義教から次期管領に指名されるが、本人はもとより、義淳への説得を命じられた甲斐將久（法名常治）以下の重臣らもこぞって固辞した。その時甲斐は、「上意ハ雖忝候、武衛管領職事非器無申限事之間、公方様奉為ヲ存間、領掌之様ニ諷諫仕事、是非不可叶之由申切り、甲斐と共に御所に召された織田・朝倉の両人もこれに同意したという³³⁾。小泉氏は、義淳を「非器」と断じたこの甲斐の言辭を、あくまで義淳の能力的な事実を述べたまでのことであって、これを「主家への驕慢」と評した拙論³⁴⁾を「筋違い」と批判された。しかし、甲斐が義淳を「非器」としたのは、管領就任を忌避するための方便であって、言葉通りに解釈する必要はないと考える（したがって旧稿の拙論も誤り）。義淳の管領としての政治活動をたどってみれば（別稿で検討したい）、彼が決して精神性障害を持っていたとは考えられないからである。甲斐がこのように言ったのは、管領就任を断るための事由としては、老齡とか病氣といった健康上の問題を除けば、「非器」というのがもっとも受け入れられ易かったためである。そのことは、義淳の就任拒絶にあって対応に窮した將軍義教が、正長2年8月22日、満濟の勧めで山名時熙・細川満久・赤松満祐の大名3人に対応を諮問した際語った次の言葉によって裏付けられる。

武衛歎申入詞ニ、暫西山東山邊ニモ候テ可歎申入云々、此條以外申状也、一向就非器歎申間、以其通雖被閣、外聞ハ定西山東山隱居之由申入間、依是被閣之由沙汰有ラン歎、此條不可然間、武衛事猶可被責伏之旨被思召、可為何様哉、

表現の一部に若干の疑問もあるが、大意はおよそ次のように考えられる。すなわち

義淳は「管領就任辞退が認められなければ、しばらく西山・東山辺にでも隠居したい」と言っているらしいが³⁵⁾、これではとても許すことはできない。自分（義教）のところには、ただ純粹に「非器」を理由に辞退してきたので、その通り認め（ようと思っ）たが、世間では、きっと隠居をほのめかして申し出たために辞退が認められたと受け取るだろう。それは是非とも避けなければならないので、なんとしても義淳を説得すべきだと考えるがどうか、

といったことではなからうか。義教が義淳の辞退を認めない理由が、本当に引退を示唆しながら交渉している点にあったのか否かは確認することができないけれども、「非器」のみを理由にしての辞退なら許すとする義教の言葉には、当時の一般的な認識が反映されているものと思われる。それ故にこそ甲斐らは、この「非器」を前面

におし立てて、管領就任を固辞したのである。

④永享2～3年の越前西福寺領安堵における遵行手続き

小泉氏は、永享2年から翌年にかけての越前西福寺領安堵手続きの中にも、義淳が精神性障害をもっていたことをうかがうことができるとされ、さらには、守護の所領安堵権に対する將軍義教の介入を読み取っておられる。まず、関係史料をまとめて掲げる³⁶⁾。

①越前国野坂庄櫛河郷内西福寺々領下地目録事

合

(30筆略)

(以下異筆)

「已上

任此状之旨、不可有相違之状如件

永享二年五月廿七日

(斯波義淳)

左兵衛佐（花押）」

②越前国西福寺々領安堵事、目録如此候、可有申沙汰

候、恐々謹言、

(永享二年)

五月卅日

義淳（花押）

(秀藤)

松田八郎左衛門尉殿

③浄華院末寺越前国西福寺事、可為祈願寺状如件、

永享二年十二月九日

(足利義教)

（花押）

住持

④浄華院末寺越前国西福寺領同国所々散在名田畠敷地

等事、任去応永十三年閏六月十七日守護道將状・同廿年三月十日道孝状・今年五月廿七日証文(斯波義教)并(加判)

当知行之旨、寺家領掌不可有相違之状如件、

永享二年十二月九日

(足利義教)

右近衛大将源朝臣（花押）

⑤越前国西福寺領所々散在名田畠敷地等事、任去年五月廿七日御判之旨、寺家領掌不可有相違之由、所被

仰出也、仍執達如件、

永享三年二月十八日

(甲斐將久)

美濃守（花押）

当寺住持（②と一紙に書かれている）

小泉氏は、上の一連の安堵手続きについて、次のように理解されている。まず、守護義淳が西福寺領を安堵したところへ(①)、將軍義教が「突然に」「介入して」きて寺領目録の提出を命じた。そこで義淳は幕府奉行松田秀藤を通じて提出した(②)。これを受けて義教は、西福寺を將軍家祈願寺に指定するとともに(③)、寺領を安堵した(④)。本来、これに続いて義淳の管領施行状（もしくは守護遵行状）が添えられるべきなのに、それが省略されて、守護代甲斐將久の遵行状(⑤)が、義淳が外題安堵を施した寺領目録(①)の余白に追記されるという異例の形をとっている。これは、この時義淳が精神的に不安定となっていて、加判能力を欠いていたためである。また、⑤の文言は①を直接受ける内容となっていて④を無視するかのごとき印象を与えていることが注目される、

とされ、將軍権力の介入に対する斯波氏側の反発をそこに読み取ろうとされているようである。

この小泉氏の理解のうち、まず將軍義教が「突然に」「介入して」きたとされる点については、所領安堵の通例として、その手続きは基本的に被安堵者の申請によって始まるものであって、義教が義淳の西福寺領安堵の情報をごどこからか入手して「介入」するようなものではなく、西福寺側が義教に申請したからこそ義教による安堵が実施されたとみるべきである。

西福寺文書によると、同寺領に対する守護斯波氏の安堵方法は、寺がまず寺領目録を作成して斯波氏に提出すると、斯波氏当主は目録の袖もしくは奥に㊸のような簡潔な文言の外題で安堵する³⁷⁾。次に、守護代甲斐氏がこれを奉じる遵行状を発給して手続きは完了する³⁸⁾(㊸が通例と異なることについては後述)。この場合、守護の安堵状は独立した1紙で出されることはなく、最初の外題安堵の段階にとどめられる³⁹⁾。以上の事実を前提にして、先の安堵手続きを解釈すると、次のようになろう。まず西福寺は前代義持の時から將軍家祈願所たることの確認と⁴⁰⁾、將軍からの寺領安堵を目指して、従来の方式に則り守護義淳に寺領目録を提出して外題安堵を得た(㊸)。この時西福寺が義淳に將軍からの安堵を得られるよう執沙汰を依頼したか、さもなれば、当初から幕府に安堵申請を出して義淳の外題のある寺領目録の提出が幕府から義淳に命じられたかのいずれかによって、義淳は寺領目録を、松田秀藤を通して幕府に提出した(㊸)。西福寺は、この時初めて將軍に安堵を申請したからであろう、過去の斯波氏の外題を持つ寺領目録3通をも合わせて支証として幕府に提出した(注37・39参照)。この結果発給された義教の御判御教書㊸㊸と、先に義淳の外題安堵を得ていた寺領目録㊸の3点(あるいは寺領安堵に直接関係のない㊸を除く2点)を守護代甲斐のもとに持ち込んだところ、甲斐は㊸の余白に遵行状㊸を書いた。ただこの場合、通例と異なる点が2つある。まず1つは、独立した1紙として作成されず⁴¹⁾、㊸の余白に書き込まれた点であるが、この理由については明確な説明ができない。いま1つの点は、従前の「任去十七日目錄御判之旨、領掌不可有相違之状、仍執達如件」(注38㊸)の如き、目録の外題安堵を奉じる文言ではなく、「之由所被仰出也」とて、義教の御判御教書を奉じていることである⁴²⁾。これは、西福寺が甲斐のところを持ち込んだ中に、通例の㊸の他に㊸が含まれていたために、甲斐としてもそれを奉じる文言とせざるを得なかったにすぎないのであって、小泉説のように義淳に加判能力を欠く症状が発現したためではない。ちなみに、永享2年12月から翌3年2月にかけての義淳の動静をみても、表2のごとく通常の活動を見せていて、彼が加判もかなわない程の症状にあった形跡はまったくくわが

えないのである。

表2 永享2年12月～同3年2月の斯波義淳の動静
(『満濟准后日記』による)

年月日	事項
2.12.30	満濟より巻数以下を贈られる。
3. 1. 2	義教の母日野慶子(妻日野重子は不快につき不出)の訪問を受ける(1.8条)。
1.11	評定始に出仕。ついで大名4人と共に義教の三宝院渡御に供奉。
1.12	義教の訪問を受ける(恒例の式日)。
1.20	大名4人と共に、室町御所で猿楽見物。
1.29	義教の聖護院渡御に、大名3人と共に供奉(山名は所勞で不參)。
2. 5	義教の石清水參詣に、「諸大名」礼に參る。
2. 9	義教の伊勢參詣に、「諸大名」「大略」供奉。
2.15	義教一行、伊勢より帰京。
2.21	義教の三宝院渡御に、大名6人と共に供奉。

さて小泉氏は、義淳の管領施行状、もしくは守護としての遵行状が出されなかったことを問題とされているのであるが、西福寺領の安堵手続きにおいては守護安堵状が発給されないという従来の方式が忠実に踏襲された結果にすぎないとみてよいのではあるまいか。義教の御判御教書入手した西福寺は、守護方からは従来同様寺領目録の外題安堵とそれを受けた守護代遵行状があれば将来のための支証としては十分と考え、御判御教書をまた義淳のもとに差し出してそれを奉じる施行状もしくは遵行状を求めることはせず⁴³⁾、直接守護代甲斐のところに寺領目録と共に持ち込んだのであろう。つまり、義淳の管領施行状(守護遵行状)がないのは、西福寺がその必要性を認識しなかったからであって、義淳に加判能力がなかったためではないといわざるを得ない。

以上、①～④の4点にわたって、小泉氏が、義淳に精神性障害があったと考えることによって説明が容易になるとされた事例を吟味した結果、②の「応永34年6月の守護遵行状の省略」についてのみ明確な判断ができなかったが、他の3点は、必ずしも義淳に精神性障害があった徴証とはみなされないとの結論に達した。したがって、義淳が管領就任を強く拒絶した理由は、彼の精神性障害以外に考えてみる必要が生じてくるのである。

3 義淳の管領就任の経緯

正長2年8月になると、かねてから辞意を表明していた管領畠山満家の後任決定に迫られた將軍義教は、斯波義淳に白羽の矢を当てた。8月17日には義淳が補任されたとの説も流れたが⁴⁴⁾、義教が、義淳の重臣甲斐将久を御所に召して義淳の就任を命じたのは8月19日のことであった(『満濟』正長2年8月20日条。以下同書についての注記は原則として省略する)。翌日義淳は自ら満濟を訪ね、他人を補任するよう義教への執沙汰を懇請した。満濟は、翌21日早速義淳の意向を義教に伝えたが、義教はこれを許さず、満濟も義教に同意して、上意を義淳に伝えた。そして、義教は再び甲斐を御所に召

して、満済と共に強く説得したが、甲斐は、義淳が管領になれば「無正体」き政道のため必ずや「天下重事」が起り、將軍のためにもならない、と述べて固辞したのである。甲斐はこのように主張した上で、上意を義淳に伝えることだけは約してこの日は一旦帰った。斯波氏側の強い姿勢を感じた満済は、義教に、大名2、3人を召して意見を聞くことを勧めたので、義教は、山名時熙・細川満久・赤松満祐の3人を呼ぶことにした。翌日義教は、前項③に引用したような言い方で山名ら3人に意見を求めている。これに対して3人は、畠山の上表も義淳の辞退も共に自分の身を思っていることであるが、すでに畠山の上表を許可している以上、重ねて義淳に厳しく命じるのがよいと答えた。そこで義教は大館満信・伊勢貞経兩人を介して斯波側に通告したところ、義淳は「畏入候」とは言いつつ、追って返答する旨申し述べる一方、甲斐を伴って満済を訪れ、あくまで辞退する意向を伝えて義教へのとりなしを依頼した。翌23日、満済は義淳の辞意を義教に披露したが、義教は詳細は明日表明するので満済にも出仕するよう命じた。その24日、義教は斯波氏の重臣甲斐・織田・朝倉の3人を御所に召し、義淳を説得するよう強く求めた。甲斐氏が、義淳は管領の器ではないので「公方様奉為を存」ずるが故に「諷諫」はできないと断って、織田・朝倉と共に退出してしまったのはこの時のことである（前述）。

対応に窮した義教は、「此重職」を一旦指名しながら「彼方此方ト」変更する先例などないので、何度でも説得する決意をし、自ら斯波邸に乗り込む構えまで見せた。このため満済は、義教に御内書を書かせ、自分がそれを斯波邸に持参して説得することにした。満済はこの自分の行為を「以外比興」とし、「予作法今更不可説、口惜式共難盡筆端也、定自他門嘲在之歟、覚悟之前也、當時儀無力無力、不便々々」と、世間の嘲笑的となることを覚悟の上で、万一義淳が隠居したり在国するような「珍事」に発展することだけは阻止しなければならないと決意し、自らの恥を顧みず、困難な役目を進んで引き受けたのである。斯波邸では、満済と義淳及びその重臣ら数人が、巳初刻から申刻に及ぶ長時間にわたって問答した結果、ようやく斯波氏側が管領就任を受諾した。但しその際、翌年正月12日⁴⁵⁾以後に上表を申し出た時には、必ず満済から義教へ執沙汰することが条件とされた。かくして、満済の捨て身の交渉で義淳の管領就任が実現したのであるが、斯波氏がかくも強硬に管領就任を拒絶した背景には何があったのであろうか。それはおそらく、就任後の斯波氏がこれまた執拗に上表を繰り返している理由と、根元は同じと考えられるので、この点の検討は2節に譲り、以下では、義教が畠山満家の後任に義淳を指名した事情について考えておきたい。

4 義淳の管領指名理由

小泉氏は、義教が義淳を次期管領候補に指名したのは、精神性障害を持つ義淳を管領にすることで「一気に管領制の実質的解体を意図した」からとされているが、義淳の障害に疑念があるとすれば、他にはどのような理由が考えられるだろうか。

まず確認すべきは、この管領交替人事は、あくまで前任者畠山満家の上表を前提とするものである点である。つまり、少なくともその初発の時点では、義教の政治的意図とはかかわりのない、他律的なものであった。それでも、畠山の上表を好機ととらえて、義教が小泉氏の説かれるような意図をもって義淳を指名した、と解する余地もなくはない。しかし、義淳を政治的無能力者とは認定しない立場からは、やはり、別の理由を探ってみる必要がある。

そこでまず考えられるのは、細川持之との比較である。当時すでに三管領家という家格が一般的に認知されていたとすれば、畠山満家の後任は必然的に斯波・細川両家の当主たる斯波義淳・細川持之兩人の中から選定しなければならなかったはずである。このうち細川持之は、兄持元の急死に伴い、わずか1ヶ月前に家督を嗣いだばかりである⁴⁶⁾。これに対して義淳は、13、4歳の時の管領在職は別としても、父義教の死後11年間も三管家当主として幕閣の一翼を担ってきたことからすれば、年齢的には大差のない2人であるが（義淳33歳、持之30歳）、義淳の方を指名するのはごく常識的な選択ではなかったか。

この他に、管領人事に順番制が意識され始めていた可能性も考えられる。やや後代に属するが文安元年（1444）2月、管領畠山持国が日野重子や諸大名らの説得をも聞かず強く上表した際、「管領職之巡次、今度斯波千代徳殿之番也、此仁幼稚也、未及首服時分也、職事不可叶」とされた⁴⁷⁾。ここに、管領は、畠山→斯波→細川の順で就任するという原則が確立していたことを知ることができる。いわゆる三管領家体制は、応永5年に辞職した斯波義将に代わって畠山家から初めて基国が管領に就任することで成立するが、それ以後上記の畠山持国に至る管領は、①畠山基国→②斯波義教→③斯波義将→④斯波義淳→⑤畠山満家→⑥細川満元→⑦畠山満家→⑧斯波義淳→⑨細川持之→⑩畠山持国と推移している。この中で、3家が順次就任するという形になっている人事は、①⑥⑧⑨⑩の5例あり、特に義淳の就任（正長2年）以降は3代続けてこの原則に沿っている。原則といっても、斯波千代徳が「幼稚」ということで見送られる程度のものであるが、次期管領候補（有資格者）2人に決定的差異がない場合、この「巡次」という原則が意識されることはきわめて自然である。先にふれたように、

もう1人の有資格者細川持之との比較で、幕府での政治経験において義淳が圧倒的に上回っている以上、義教が義淳の方を指名したことに、特別な政治的意図を指定する必要はないと考える。

義教が、かくも強く拒絶する義淳に執拗に就任を迫ったのは、小泉氏の主張されるような管領制の解体を企図したからではなく、すでにふれたように、義淳が隠居や在国をほのめかしながら固辞していたために、そうした手段での抵抗に屈したという前例をつくることは、將軍専制をもくろむ義教としては、絶対にできなかったからである。また、就任1年にして初めての、しかももっとも重要な人事を、当事者の反対にあったからといって「彼方此方ト」別の候補を出すなどという「先例無之」き「御沙汰」をするわけにはいかなかった。専制將軍として歩いていこうとする義教にとっても、その力量を試される試金石であったのであり、それ故に自ら斯波邸に乗り込む覚悟まで示したのである。

二、斯波義淳の管領上表とその背景

1 上表の経緯

前述したように、斯波義淳は管領就任を受諾するにあたって、交渉に当たった満済との間で、翌永享2年正月12日以降上表する際には満済が義教に披露することを就任の条件としていた。つまり、義淳は就任時からすでに翌年の上表を予定していたのであり、管領としての職務を初めから全うする意志などまったくなかったかのごとき印象を与えるが、彼は管領就任直後から、当時の幕府にとっての重要課題たる対関東政策において、「毎事無為」という幕閣大名のコンセンサスのもと、將軍義教と真正面から厳しく対立しながら鎌倉府との融和策を精力的に推進した⁴⁸⁾。この事実は、斯波氏側が管領就任を固辞した理由が、義淳の能力の問題ではないし、また政治に対する無気力によるものでもなく、もっと別の理由のあったことを示唆している。

義淳が上表のことを初めて口にするのは、就任後1年程経った頃である。すなわち、『満済』永享2年9月10日条に次のように見える。

自管領使者来、二宮越中入道云々、職上表事暫ハ可堪忍仕、就其計會過法、或以便宜可得御意云々、可相談山名禅門之由令返答了、

これによれば、義淳は満済のもとに使者二宮越中入道を送って、①管領職上表はしばらく控える、②（そのかわり、それによって生じる）「計會過法」の善処方義教に執沙汰してほしい、という2点を申し入れている。すなわち、これまでに義淳は管領職上表の意向を表明していて、それを満済から思いとどまるよう説得を受けてい

たことが知られる。ここで注目すべきは②の点であるが、これについては後述する。その後しばらく義淳の上表の動きは見られなかったが、同年11月28日、満済は義淳の職上表を2度にわたって義教に披露した。しかし、義教はこれを認めないため、満済は近習大河内（赤松満政）に義教への執沙汰を依頼した。大河内の動きはその後『満済』になんら記録されておらず、進展がなかったものと思われる。

翌永享3年は、5月下旬から6月にかけて上表を運動したらしく、義教は満済に、斯波氏重臣甲斐・織田を召して義淳への「諷諫」を命じるよう指示している⁴⁹⁾。9月になると、満済は義淳の上表の執沙汰は一切請けないと宣言するが、義淳も、満済に申し入れている間は管領としての賦以下の公務を中断してでも上表を訴える覚悟を山名時熙に語って、その決意の堅さをアピールしている。このため山名は、満済に、義教の方から使者を遣わして上表をしばらく堪忍するよう説得することを提案した。満済はこれに同意して義教に進言した結果、義教は上表は内諾しながらも、なおしばらくは職に留まるよう命じた。満済は、上表を認めないとする上意を自分から下達しても無駄なので、山名を通して厳命することを進言した。義教はこれに従い、山名と畠山満家にこの旨を指示すると共に、甲斐を召して説得を命じた。こうした応酬が9月11日から同月26日まで続き、結局山名の説得で斯波側もようやく上表を取り下げた⁵⁰⁾。

次に上表問題が再燃するのは、翌4年3月からである。3月11日、義淳は満済に前年以来の上表の執沙汰を申し入れたが、満済はもちろん受け付けない。4月8日には、醍醐に満済を尋ねようとする義淳と出京途次の満済が遭遇し、一旦はその場を逃れた満済のもとに義淳が使者を送り、強引に京都の満済の坊に押しかけて上表を強請したこともあった。こうした強い姿勢に押された満済が、5月2日、義教に義淳の意向を披露した結果、義教は、7月に予定されている大饗（義教の内大臣任官祝賀の節会⁵¹⁾）には、義淳の祖父義将が義満の時に管領として奉行した例にならって、義淳に管領として沙汰させるので、それまで上表を猶予するよう求めた。斯波側はこの条件を了承したが、6月13日に義淳の嫡子義豊が急逝したため、義淳は大饗という慶事に憚りありとして、来月の大饗を待たずに辞職したい旨満済に申し入れた。義教は大饗までという約束を楯に認めない意向を示したが、満済が義淳の主張を代弁したこともあって、幕閣の重鎮畠山満家の意見を徴することとなった。しかし、結局この時点での上表は受け入れられないまま、7月25日の大饗も終わったので、義淳は8月4日、満済に改めて上表を申し入れた。満済の披露を受けた義教は、今度は、今月は「種々事共御計會」であり、来月は9月であるから（9月であることがなぜ上表不受理の理由とされ

るのか不審)、管領の改補は10月にすると回答し、それまでの堪忍を命じた。こうして、管領職上表をめぐる斯波氏と義教の「攻防」は実に2年以上にも及び、ようやく永享4年10月になって決着したのである。

2 上表の背景

斯波氏がかくも上表に執念を燃やした理由については、青山・今谷両氏が指摘されたように、幕政からの「疎外」もその一端を占めたであろうことは否定できないが⁵²⁾、疎外を「経験」する就任前から上表が予定されていた以上、むしろ、就任固辞の理由としても考えるべきであろう。

義淳の管領就任が問題となっていた正長2年8月前後の重要政策課題の1つに、関東対策があった。詳細は別稿に譲るが、就任直前の同年7月、鎌倉府と厳しく対立する陸奥篠川公方足利満直が幕府に合力を要請してきたのを受けて、義教が「重臣会議」構成員に意見を徴した際、畠山満則と斯波義淳だけが、篠川の要請にこたえるべきでないとの意見を表明している（「兎モ角モ可為上意」と言った管領畠山満家も前後の彼の言動から判断するに実は反対意見なるべし⁵³⁾。また就任直後の同年9月、篠川から関東政務を認める御内書などの発給を求めてきた際の意見聴取においても、義淳と畠山の3人は明確に反対を唱えている⁵⁴⁾。つまり、当該期の斯波氏の政治的スタンスは、畠山氏と共に反篠川の急先鋒で、それは前代義持以来の将軍の立場に反することになるのである。義淳が畠山満家の後任候補として管領就任を求められた時、そうした将軍との政策上の基本的対立が、まず負の条件として意識されたであろうことは想像に難くない。これを、就任固辞の理由の1つと想定したい。

なお、青山氏は、関東対策の実施の過程で、義教と対立した管領畠山満家が上表し、次の斯波義淳が就任を固辞したのは、いずれも、管領権限を抑止して将軍権力を強化しようとする義教への抵抗と解釈されている。しかし、満家は義持・義教の2代を通じて幕政の枢機を離れることなく、山名時熙と共に将軍のもっとも厚い信任を得ていたのであるから（注52）、満家の管領職上表は、義教の専制化に対する抵抗というよりも、むしろ関東に対する融和策を主張する満家の意見を聞かない義教に対する諫言という意味合いが強いのではあるまいか。斯波義淳の就任固辞にも、こうした政策上の対立という要素を措定することは可能であろう。

義淳の上表運動は、彼の管領在職中の重要政治問題たる「東使対面」問題（関東使節二階堂盛秀との対面を義教が拒否して管領義淳と厳しく対立した問題）の最中から展開しているが、同問題が永享3年7月に解決して⁵⁵⁾以降特に活発化している。これは、「東使対面」問題への関わりの中で、管領という職が自己の政治的主張の実

現にとって特別のメリットをほとんどもたらさないことを思い知らされたこと、及び、この問題で義教に徹底して反抗したことからか、一層「疎外」されるようになったことなどが（注52）、義淳の上表運動に拍車をかけたことの反映であろう。

今谷氏は、義淳の管領就任固辞・上表の理由として、当該期の管領制の形骸化を指摘されている。氏は、主として管領義淳が「しばしば義教によって枢機から疎外された」ことを論拠とされているが、前任者畠山満家は管領在職中將軍からの諮問の対象からほとんど除外されていないどころか、前代義持以来將軍の信任のもっとも厚い重鎮として幕政の枢機に与っていた。しかし、満家は、次の義淳の管領在職期にも、山名時熙と共に義教の諮問にもっとも多く与っているように（注52）、彼の幕府内における立場は、管領という公職に由来するというよりも、個人的資質や政治経験（満家は義教より22歳、時熙は27歳年長）といった要素によって支えられていたとみるべきであって、管領制がその機能を十全に発揮していたことの証左とするのは必ずしも適切でない。

ところで、義教期の幕政について、近年では単純に将軍専制とするのではなく、義教が将軍専制を志向したことは動かし難いものの⁵⁶⁾、管領の権能を再評価しようとする傾向が強くなっている。すなわち、管領所管から将軍直属になったとされてきた賦奉行は義教期においても管領が管轄していたことを実証された鳥居和之氏の研究⁵⁷⁾や、賦奉行の管領所管は認めながらも、訴訟受理の窓口は賦奉行だけに限られていたわけではなく、義教と管領との連携のもとに訴訟処理が行われたとして、義教の「御前沙汰制」は決して専制体制とはいえないとされた設楽薫氏の研究⁵⁸⁾などに代表される。管領制は虚構にすぎないと断じられた今谷氏の所論が、重要政務に関して将軍の諮問に与った重臣会議と管領との関係に立脚しているのに対して、鳥居・設楽氏は訴訟制度の分析から立論されているために、管領制に対する評価に大きな差異が生じているのである。今いずれを是とすべきかは判断し難いが、事実として、前代義持期から管領職が管領家にとってもはや希求の対象ではなくなっていたことは確認できる。たとえば、義持期後期（義満没後）以降の管領の離職が、いずれも自らの意志による上表であった。すなわち、畠山満家（第1次）は就任2年後の応永19年に上表し⁵⁹⁾、そのあとを嗣いだ細川満元も、9年後にやはり「辞退」している⁶⁰⁾。さらに満元のあと還補された満家は、義持期の応永31年7月と同32年10月の2度辞意を表明して、その度に却下されたが⁶¹⁾、義教の代になって正長2年4月から本格的な上表運動を展開し、8月に義淳と交替している⁶²⁾。義淳の強い就任拒否は、すでに詳しくみた通りである。この義淳の後任に指名された細川持之も、満済から義教の内意を聞き

た永享4年8月11日には「計會由種々周章」の意を満済に示し、いよいよ就任の日程が迫った10月4日には、「今一兩年事ハ、先平ニ被免下様可申入」と満済に懇願し、義淳の上表が正式に認められた10月10日には、自ら満済を訪ね、「管領職已御治定間、尚尚計會可為何様哉、猶再三可申故障之由存、如何」とて、この期に及んでもなお管領就任に強い難色を示している。ちなみに、細川持之は、関東政策においては、急死した兄持元の政治的立場を忠実に継承して自他共に認める親篠川派であり、義淳と違って義教の政策にまったく異論がないはずである。

以上のように、管領就任を命じられると固辞し、就任すれば上表を口にするという管領職忌避の傾向は、当該期の管領家にとって管領に在任することが必ずしも益をもたらすとは限らず、むしろ負担になっていたらしいことを示唆するものである。換言すれば、義教期においても訴訟制度において管領の権限が機能していたとはいえ、そのことによって得られる政治的利益は、管領在職がもたらす損失を補うことができなかったということである。義淳の管領就任固辞、上表の背景としては、右のような管領制を取り巻く環境が想定できるのではあるまいか。

ところで、管領に在任することによって具体的にはどのようなデメリットが生じたのであろうか。この点については、冒頭に紹介した、『日本史大事典』での今谷氏の指摘がある。すなわち、荘園保護策を基本とする管領の業務が守護大名としての分国統治策と矛盾し、領国経営に不利をきたすというものであり、たとえば地頭や代官の荘園年貢対捍を停止せしめる幕命が管領施行状によって下達されることで、分国内国人の管領（守護）に対する反発を招き領国経営の支障となるといったケースが想定されているのであろう。しかし、守護といえども、制度的に幕府権力を構成している以上、幕命の執行の場から逃れることはできず、管領施行状は守護に宛てられ、守護はこれを守護代に下達する義務を負うのであって、国人の利害に反する立場に立たされる点では、管領と決定的差があるとも思えない⁶³⁾。また荘園保護策が室町幕府の一貫した政策だったとすれば、なぜ管領職忌避傾向が、義持期から義教期にかけて顕著になるのか、別の説明が必要ではあるまいか。さらに何より、守護が荘園制の解体を基本的に志向していたと断じるには躊躇を覚えるので⁶⁴⁾、今のところ、この点を当該期の管領職忌避の理由にあげることは差し控え、今後の課題としておきたい。

それでは他に管領職忌避の理由がないかといえば、実は、畠山満家と斯波義淳が、上表する際に自らその理由を挙げている。まず畠山は、初めて辞意を表明した応永31年7月、その理由について「此上表心中更非自餘事候、只計會至極候、年始歳末以下事失為方式」と説明し

ている⁶⁵⁾。つまり、経済的問題を挙げているのである。この点は、義淳の上表にも共通している。まず永享2年9月、初めて義淳が本格的に上表を訴えた際、満済の説得に対して上表はしばらく留保する旨答えると共に、「計會過法」について「以便宜」で義教に善処方を運動するよう求めている（本節1で既述）。これは、管領在職を続けることが、管領家の財政に悪影響を及ぼすと認識されていたことを示している⁶⁶⁾。満済から、山名時熙と相談することを勧められた義淳は、山名に訴えたのであろう、山名は10月8日、義教に義淳の「計會式」を披露した。そこで義教は満済の方に申し入れるよう指示したため、義淳は満済に「以前進進」した30余ヶ所の所領の斡旋方を依頼した。しかし、満済からこのことを聞いた義教は、それらの所領はすべて故義持の時すでに由緒により返付しているので、今さら沙汰できない旨回答している。

斯波氏が経済的に困窮していたことをうかがわせる「事件」が『満済』に記録されている。義淳の管領就任の前年に当たる、正長元年8月6日条の記事がそれである。それによると、「武衛（斯波氏）計會餘」り「内若者共」が義淳に「在國事」を勧めたという。このことを甲斐将久以下の斯波家宿老が聞きつけて「堅申留」めた。宿老たちはこのことが將軍の耳に入ることを恐れたが、義淳が下国するという風説も立った折、たまたま義教の近習大館満信が織田伊勢入道常松（斯波氏重臣で尾張在京守護代）の病氣見舞いに送った使者が常松の一族織田弾正と邂逅して「密々」に伝え聞いたことから、幕府の知るところとなったのである。大館からことの子細を聞いた満済は、まず甲斐を呼んで事実関係を確認した上でその処置を賞し、ついで内々に義教に披露したところ、義教は「甲斐申様御感無申計、此子細等具參御壇所可申入」と殊の外喜んだという。そして、翌日義教は満済に、斯波氏の訴えを取り次ぐように命じている。その後10月28日になって、飛騨国小八賀と尾張国松竹の2ヶ所の所領が、満済の斡旋によって斯波氏に宛行われているのは、8月の下国騒動を受けた幕府側の処置と理解でき、騒動の原因とされた「計會餘」とは経済的問題であったことがうかがえる⁶⁷⁾。右の一件は、所領獲得をねらって甲斐ら宿老と義淳が一体となって仕組んだ「狂言」の可能性も考えられなくはないが⁶⁸⁾、ともあれ、当該期の斯波氏の家財政が決して豊かではなかったことを示唆するものである⁶⁹⁾。以上のことから、義淳が初めて上表した際、管領職にしばらく留任する代償として所領を要求したのは、相応の根拠があることであつたと思われる。管領に在職することで、具体的にいかなる経済的負担がどの程度増大するのかは今のところ知り得ないが、義淳の管領就任固辞、そして上表の背景に、この経済的問題があつたことだけは間違いなからう。この点は、実

はすでに河合正治氏が指摘されており⁷⁰⁾、如上の論述は、これを再確認したにすぎない。

以上、義淳の管領就任固辞、上表の理由を考えてきたが、義淳固有の問題として、將軍義教との政策上の対立が想定された他、他の管領にも共通する問題として、管領制そのものが形骸化しつつあって管領在職が必ずしも政治的・経済的利益につながらなくなっていたこと、及び、管領在職がかえって経済的負担を増大して家財政に悪影響を及ぼすことが推測されること、の3点を取りあえず指摘しておきたい。

むすび

斯波義淳とその重臣が、將軍義教の管領就任要請に強く抵抗し、また就任後上表を繰り返したのは、義淳に先天的精神性障害があったためではなく、当該期の管領職が、管領家にとってもはや希求や執着の対象ではなく、在任が負担となるような所職になっていたからである。もちろん、東国対策における將軍との意見の対立という、義淳固有の理由も想定し得たが、義持・義教2代にわたって將軍の厚い信任を得ていた畠山満家でさえ、將軍専制に走る義教だけでなく、合議制を重んじたとされる義持にも管領職上表を申し出ていることからすれば、満家・義淳の上表を、単に義教の將軍専制志向に対する抵抗という政治的力学の面からのみみるのではなく、管領家にとって管領に在職することの意義の問題としてもとらえる必要があるのではあるまいか⁷¹⁾。青山氏によれば、義淳の後任細川持之は、満家・義淳と違って義教の専制体制樹立に深く関わり、それ故に上表運動は1度もしなかったというが⁷²⁾、その持之でさえも、義淳の後任に決定した当初、就任を1、2年猶予されることを望んでおり、畠山満家、斯波義淳、細川持之と3代続けて、管領上表、就任固辞が繰り返されたことになる。このように、当該期の管領職は三管領家にとってむしろ忌避すべきものとなっていたとみることができる。このような義持・義教期の管領職忌避は、管領が訴訟面において発揮し得る特権や、在職によってもたらされる政治的・経済的利益よりも、むしろ在職がもたらす負担や損失の方が上回っていた事情を示唆しているように思われる。その負担や損失の内実がどのようなものであったのか、具体的に検証されない限り、本稿で指摘したことは、現象の表面観察だけに基づく単なる憶断の域を出ないので今後の宿題としたいが、仮にこの憶断にいくらかの真実が含まれているとすれば、義教期の幕府政治における管領制の意義はさほど高い評価は与え難く、その意味で、今のところ、義持期から義教期前期（おおむね満濟の没する永享7年以前）の政治体制を「宿老政治」とされる今谷氏の理解⁷³⁾に親近感を抱くものである。

注

- 1) 青山英夫①「室町幕府將軍権力に関する一断面—義教・義政初政期の場合—」（『上智史学』26、1981年）、②「將軍専制下における管領細川氏の動向」（『上智史学』27、1982年）。
- 2) 今谷明「室町幕府の評定と重臣会議」（岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究』下、塙書房、1984年、のち今谷『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、1985年、所収）。
- 3) 小泉義博①「室町期の斯波氏について」（『北陸史学』42、1993年）、②「斯波氏の領国支配」（『福井県史』通史編2、第3章第1節、1994年）。以下断らない限り、小泉氏の所説は①による。
- 4) 「斯波家譜」は、①「当流式」（内閣文庫所蔵）、②「大雙紙」下巻（同）、③「斯波家伝」（金沢市立図書館加越能文庫所蔵）の3本が知られ（いずれも近世の写）、②については、小川信氏の詳細な解説がある（同『足利一門守護発展史の研究』吉川弘文館、1980年、370～371頁、注3）。小泉氏は①～③の3本を紹介されつつ、③を採用されている。これら3本のうち①を見ていないため（③も小泉氏が論文に引用された義淳の項以外は未見）断定はできないが、少なくとも②③と若干の字句の異同が認められる、『後鑑』所引「斯波家譜」を別本とすれば、合わせて4本ということになる。いずれにせよ、それら諸本の異同は無視し得る程度の微細なものであり、基本的にはすべて同系統に属するとみなしてよからう。本稿では、小川氏から借覧に預かった②の写本版を、小川氏にならって「斯波家譜」の名称で採用することとする。氏のご厚意に対し感謝したい。
- 5) 文明11年閏9月4日、斯波氏は甲斐・二宮氏らを率いて、朝倉氏を討つため越前に向けて出京した。このことを伝える「晴富宿禰記」「管見記」「後法興院記」「長興宿禰記」のいずれもが、斯波義良（義敏の嫡子）同孫三郎（義敏の弟義孝）が下ったことは記すものの、義敏の名を伝えない（『大日本史料』〈以下『史料』と略記〉8-11、681～682頁）。しかし、『大乘院寺社雜事記』のみ「斯波義敏同下向了」とする。『史料』は「敏」に「（良カ）」の傍注を付すが、『大乘院寺社雜事記』には「去朔日豊原寺へ義敏息甲斐入道入部」（同年11月27日条）「義敏父子ハ甲斐以下豊原・平泉寺ニ在之云々」（同年12月7日条）などの記事が見えるし、なにより「家譜」の奥書の「記録・重書なども當陣には候ハぬ」という記述が、義敏の越前下向を前提にすると理解が容易になるので、義敏も義良らと共に越前に進攻したと考えたい。なお、小川氏は義敏は近江海津まで出陣したと推測されている（前注著書）。
- 6) 越前で斯波・甲斐軍と朝倉軍の戦闘は、文明13

年9月15日に斯波方の大敗北となり、加賀に全面撤退している（『大乘院寺社雑事記』同月24日条）、「家譜」の書かれた7月22日は、まだ越前に在陣中であつたとみられる。

- 7) 義淳の享年については、『満濟准后日記』（以下『満濟』と略記）永享5年12月1日条、『師郷記』同日条のいずれも37歳とし、「武衛系図」（『統群書類従』5下、系図部）の記事と一致する。
- 8) この他、たとえば、勸進猿楽の話の直前の「御諷諫はありなから、猶も御志し候けるによりて」の部分は、「將軍義教の御諷諫にもかかわらず、義淳はなお『数奇にひかれて』奇行が止まないの」とて、あとに続く話の原因、ないし背景を説明している部分と解され、したがって、これ以下の文の主語は將軍義教とみなすのが自然であり、棧敷の件は幕府側のとった措置となる。しかし、後述するようにこの話自体の史実性が疑わしいので、「家譜」の些細な字句にとられるのは、生産的ではない。
- 9) 注(7)に同じ。
- 10) 「家譜」では「公方様の御座しき」とて、將軍の名前を明記しないけれども、直前の「御諷諫」の主語は、前半部にある「御諷諫」と同じく義教とみてよいため、文脈上、この「公方様」は義教となる。
- 11) 『満濟』以外にこの時の勸進猿楽のことを伝える『看聞日記』（以下『看聞』と略記）『師郷記』『薩戒記』（『後鑑』所載）「公名公記」（同）などの記事を見ても、「家譜」のこのような事件があつた形跡はまったくうかがえないばかりか、「薩戒記」4月28日条には「参左相府殿、是三箇日猿楽無為之由、人々賀申之故也」とて、『満濟』同様、3ヶ日の興行が無事終了したことを伝えている。
- 12) 『看聞』応永32年2月28日条に、次のような興味深い記事がある。すなわち、この年の元旦に、斯波邸の棟上に「將軍」の銘のある甲が降下したが、斯波氏はひたすらこれを秘した。その後、1人の僧が甲斐氏の宿所に現れて、「石清水八幡に参籠中見た靈夢でここに持参せよといわれた」と言つて、太刀を持って来たが、その太刀は、かつて斯波氏先祖の高経が八幡に奉納したものであつたという。これは、この年2月27日に將軍義量が没したことに関連して、当年は「三合」に当たり正月から怪異が続いているとして、伏見宮貞成親王が収集した話の1つで、貞成が「不審々々」と評しているものである。事の真偽は別として、話の核心は、斯波氏が將軍にもなり得る門地であり、万一そうなつた時は、斯波氏筆頭被官たる甲斐氏が斯波氏の地位を継承することになるということにある。これは、斯波氏の棧敷には甲斐氏の家紋の幕があり、斯波氏は將軍席へ入るといふ「家譜」の伝える

勸進猿楽棧敷の逸話の構図と符合する。貞治元年（1362）13歳の斯波義将が執事に就任した際、その兄氏頼が「當家ニ彼職ニ居スル事此ノ家ノ瑕瑾也」といって出家したという、著名な逸話に盛られた斯波氏の門地意識は（『史料』6-24、347頁、「塵添蓋囊鈔」）、室町期になつてもなお潜在し、將軍の後嗣に不安が生じると表出してくることを、『看聞』の記事は示唆している。「家譜」の勸進猿楽の話は、かかる潜在意識と義淳を「数奇者」とする認識とが合成されて、義淳の偏執ぶりを語る逸話として伝えられるようになっていたのではなからうか。

- 13) 『満濟』応永26年4月9日条。
- 14) 『看聞』応永28年12月15日条。
- 15) 同上、応永23年8月9日条
- 16) 幕府（義教）が「数奇」を止めない義淳を松拍子の沙汰人から除外した理由についてはよくわからない。松拍子は「数奇」に走る義淳の強烈な個性がもっとも発現する場と考えられるので、たとえば、義淳に沙汰させるとあまりに奇抜なものになることが予想されたために、これを避けようとした、などという説明もさし当たり想起し得るが、もとよりなんら根拠はない。
- 17) 『史料』7-13、応永17年5月7日条（184~213頁）。
- 18) 『康富記』応永25年8月18日条ほか。
- 19) 『教言卿記』応永16年6月7日条。
- 20) 「執事補任次第」（『統群書類従』4下、補任部）。なお、同書及び『武家年代記』（増補統史料大成）が管領就任時の義淳の年齢を11歳とするのは享年に照らして誤りであるし、両書が義将が代判をしたとする点も事実と相違し、義教が行っていることは、臼井信義「足利義持初政と斯波義将」（『駿台史学』4、1954年）、秋元信英「斯波義重の動向」（『歴史教育』16-12、1968年）、小泉氏注(3)①論文などの指摘するところである。
- 21) 臼井氏前注論文。
- 22) 秋元氏注(20)論文。
- 23) 『史料』6-24、貞治元年7月23日条（345~349頁）。
- 24) 『大徳寺文書』（大日本古文書 家わけ）3132号。
- 25) 同上、3130号。
- 26) たとえば、同じ応永34年の12月18日付で同じ尾張国の初任検注を三宝院門跡満濟の雑掌に沙汰付くべき旨を在京守護代織田伊勢入道常松に下達した義淳の遵行状には「任去月廿八日施行之旨」とあり（『醍醐寺文書』（大日本古文書 家わけ）100号）、管領→守護→守護代という通例の遵行手続きを確認することができる。
- 27) 小泉義博「十五世紀の越前守護代について」（『一乗

谷史学』7、1974年）、及び注(3)①論文。

- 28) 「河口庄兵庫郷公文政所問記」（井上鋭夫編『北国庄園史料』所収）所載、永享11年11月20日付管領細川持之施行状・同月26日付越前守護代甲斐常治（将久）遵行状。内容は大乘院領河口庄兵庫郷の守護使入部停止を命じたもの。
- 29) 新井喜久夫「織田系譜に関する覚書」（『清洲町史』、1969年）に、『愛知県史草稿』所載「塩尻」に収録されているとして紹介されている（493～494頁）。なお『日本随筆大成』所収「塩尻」には、注(31)の管領施行状は収めるものの、この元阿奉書はない。
- 30) 『建内記』嘉吉元年閏9月27日条。
- 31) 「塩尻」（『日本随筆大成』第3期）巻43。但し一部仮名交じりに改めてあり、『後鑑』嘉吉元年閏9月30日条に「塩尻」から引くものの方が、原文に忠実である。
- 32) 「東寺執行日記」嘉吉元年閏9月27日条（『後鑑』同日条所載）に「遠江國今殿遠州押領之間、自京都甲斐・細田兩人下向」とある「細田」は「織田」の誤写で、今川氏の押領で遠江守護代の甲斐常治と共に尾張守護代織田郷広が遠江に下向したことが知られ、元阿奉書が出された10月7日には京都にいなかったとみられる。なお、拙稿「斯波氏守護在職期における尾張守護代沿革小稿—応永七年～応仁二年の在京・在国守護代—」（柴田一先生退官記念事業会編『柴田一先生退官記念日本史論叢』同事業会、1996年）参照。
- 33) 『満濟』正長2年8月24日条。
- 34) 拙稿「畿内近国における大名領国制の形成—越前守護代甲斐氏の動向を中心に—」（『史学研究五十周年記念論叢』福武書店、1980年）。
- 35) 本文引用部分だけでは、「西山東山」に隠居することの意味が不明確であるが、8月24日、満濟が義教の御内書を持参して斯波邸を訪れることになった際、「凡彼亭へ予罷向條、以外比興事也、雖爾既及天下重事、就之種々子細在之、萬一武衛西山東山邊ニ令隠居、若又在國等出来者可為珍事」と自分に言い聞かせているところから（『満濟』同日条）、斯波義淳は「辞退が認められなければ隠居するか下国する」と公言していたものと推察される。
- 36) ④『福井県史』資料編8、西福寺文書89号、⑤同文書90号、⑥同文書93号、⑦同文書94号、⑧同文書96号。
- 37) 斯波氏当主の外題安堵を持つ西福寺領目録は、本文に④として引用したものの他に、① 応永20年3月10日付（斯波義教、西福寺文書49号）、② 同29年3月17日付（斯波義淳、同文書73号）があり、①は奥に「已上」として日付と署判のみ、②（後欠）は袖に「任此状之旨、不可有相違之状如件」の文言と日付・

署判がある。この他に、注(38)⑥・注(39)⑧より、応永13年閏6月17日付の斯波義将の外題安堵もあったことが知られる。

- 38) 守護代甲斐氏の遵行状は、本文⑥の他に、⑦ 応永13年閏6月21日付（甲斐教将、西福寺文書41号）、①を奉じた①同20年5月4日付（同、同文書51号）、②を奉じた①同29年3月20日付（甲斐将久、同文書75号）がある。
- 39) 西福寺文書中に、外題安堵ではない、独立した斯波氏の寺領安堵状が3通含まれている。すなわち、③ 応永13年閏6月17日付（斯波義将、40号）、① 応永20年3月10日付（斯波義教、50号）、④ 応永29年3月17日付（斯波義淳、74号）である。しかし、これらはいずれも案文であって、しかも③と①は応永13年閏6月27日付沙弥某遵行状（本文は⑥と同文）と共に、また④は①と共にそれぞれ1紙にまとめられている。結論からいえば、これらはすべて、なんらかの必要に応じて西福寺の側で創作したものと考える。たとえば④は

西福寺々領目録

任此状之旨、不可有相違之状如件

応永廿九年三月十七日

心照寺殿

御判

となっているが、これは注(37)⑧の目録の事書部分と外題安堵の文言を結合した形となっている。①のもととなる①には「已上」と日付・署判以外に文言がないものの、おそらく③のもととなる寺領目録（伝存せず）の外題安堵の文言（④⑧と同じ「任此状之旨不可有相違之状如件」であろう）をそのまま踏襲して、事書部分（①と①では一致）を組み合わせたものと推察される。以上から、守護斯波氏が西福寺領を安堵するのに、守護が独立した安堵状を下すことはなく、寺領目録における外題安堵で済ませていたと判断される。それ故にこそ西福寺は、永享2年幕府に安堵申請をした際、支証として斯波氏の外題安堵を持つ寺領目録しか提出できなかったのである（④に「皆加署判於目録」の割注が見える）。

- 40) 応永30年8月22日付足利義持御判御教書（西福寺文書76号）によって、西福寺はすでに將軍家祈願寺とされている。
- 41) 注(38)に挙げた守護代甲斐氏遵行状のうち、正文の伝存する⑥が独立した1紙となっているので、これが通例とみてよい。
- 42) ⑥の「被仰出」の主語は明らかに義教であり、④を無視しているとの小泉氏の指摘は当たらない。
- 43) ④の御判御教書が、宛所のない奥上署判の形式である点も、あるいは西福寺がこれを義淳のもとにもたらさなかった遠因の1つに数えることができるかもしれ

れない。

- 44) 『看聞』正長2年8月17日条。
- 45) 『満濟』正長2年正月12日条に「今日武衛方へ渡御事依為年々御佳例」とあるように、この日は毎年将軍が斯波邸を訪問する式日になっていて、この点は『満濟』以下の諸書で確認できるが、管見の限り応永10年までは遡ることができる(『史料』7-6、5頁、「吉田家日次記」)。
- 46) 『満濟』正長2年7月14日条。
- 47) 『康富記』文安元年2月28日条。ちなみに、斯波千代徳丸(義健)はこの年10歳であった。なお、この時細川九郎(勝元)の可能性も考えられたが、一度管領に就いているとされ(この点不審)、まだ判形も定まっていなかったことを理由に(九郎は15歳)細川側で断った結果、結局、日野重子が直接畠山邸に乗り込んで管領留任を迫ったため、持国もやむなく了承した。
- 48) この点は別稿で検討したいが、さし当たり渡辺世祐『関東中心足利時代之研究』(雄山閣、1926年、新人物往来社より1971年に再版、1995年改訂版)第3編第9章「幕府と鎌倉府との和睦」参照。
- 49) 『満濟』永享3年5月24日・6月6日条。
- 50) 同上、永享3年9月11日・12日・14日・15日・20日・24日・26日条。
- 51) 小泉氏はこの大饗を室町御所移転の祝賀と解されているけれども、本文後述のごとく、義教は、斯波義将が義満の時に管領として務めた嘉例を挙げて義淳を説得していることからみても、『史料綜覧』網文の如く内大臣拜賀の節会であったことは明白である。
- 52) 義教が重要政務について重臣に諮問する場合、管領義淳がその対象に含まれていない例が、特に東使対面問題に解決のめどがなかった永享3年6月頃より多くみられる(今谷氏注2論文の表1「重臣会議の構成員と議案」参照)。これに対して、畠山満家と山名時熙の2人は、ほとんどすべての諮問に関与しているばかりか、他の重臣の意見を聞く前に2人の意見をあらかじめ徴するなど(『満濟』永享4年3月6日・5月9日条など)、将軍からの信頼は群を抜いていた。
- 53) 『満濟』正長2年7月24日条。
- 54) 同上、正長2年9月3日条。
- 55) 東使二階堂盛秀と義教の対面は、永享3年7月19日に実現する(『満濟』同日条)。
- 56) 佐藤進一「足利義教嗣立期の幕府政治」(『法政史学』20、1968年、のち同『日本中世史論集』岩波書店、1990年、所収)。
- 57) 鳥居和之「室町幕府の訴状の受理方法」(『日本史研究』311、1988年)。
- 58) 設楽薫「将軍足利義教の『御前沙汰』体制と管領」(『年報中世史研究』18、1993年)。
- 59) 『山科家礼記』応永19年2月30日条。
- 60) 『看聞』応永28年8月14日条。
- 61) 『満濟』応永31年7月19日・23日・24日・応永32年10月20日条。
- 62) 同上、正長2年4月1日・21日・26日・6月3日・7月25日・8月24日条。
- 63) もちろん、訴訟の場を主導する管領と幕命を受けるだけの守護をまったく同一次元では論じられないが、管領施行状にしても形の上ではあくまで将軍の命を奉じているのであり、その限りにおいては、守護遵行状における守護となら立場は変わらない。
- 64) 今谷氏は、「守護領国制」と荘園制が本質的に対立するものではないことを論じた黒川直則「守護領国制と荘園体制—国人領主制の確立過程—」(『日本史研究』57、1961年)が素材とした備中国新見荘における東寺と守護細川氏の関係は特殊なもので一般化できないと批判されるが(『守護領国支配機構の研究』法政大学出版社、1986年、11~12頁)、畿内近国における本所一円領の比重は決して低くはないし、荘園制秩序(代官請負制)が当該地域の守護の分国経営にとって有効に機能したことを勘案すれば(注34拙稿)、幕府と守護が荘園制に対する態度において対極の位置にあったとまでは思えない。
- 65) 『満濟』応永31年7月23日条。
- 66) 『日本国語大辞典』(小学館)によれば、「計会」には、①はかりごとをめぐらすこと、②一時に落ち合うこと、③諸事が重なって難儀すること、④やりくりすること、⑤困窮すること、といった意味があり、必ずしも「経済的不如意」(⑤)とは限らない。『満濟』の中でも、たとえば本文でふれた、義教が義淳の管領職上表を一応認めた時の言葉「今月中ハ種々事共御計會也」(永享4年8月4日条)など、②や③の意味での用例は数多くみられる。しかし、本文の「計會過法」を経済的問題と解すべきことは、後述する関連記事に照らせば明らかである。
- 67) 古く渡辺世祐氏は、この斯波義淳の下国騒動を、折しも鎌倉公方持氏や伊勢北畠満雅の挙兵の風説で混乱する中、動揺した尾張の斯波被官(尾張は斯波氏分国の1つ)が義淳を擁して事を起こさんとしたものと理解されたが(注48著書、298頁)、氏は「計會」の語にはあまり注意を払われておらず、本文に示した、翌日の満濟に対する義教の指示、10月の斯波氏への所領宛行などを総合的に勘案すれば、後注(69)の河合正治氏の解釈の方を是と考える。
- 68) 大館の使者が織田弾正から聞いたところでは、斯波家では「無正體次第定可達上聞歟、計會」とて、幕府側に知られることを恐れたというのが、にもかかわらず、将軍側近の大館の使者にそのことをあっさり打ち明け

てしまうのは不自然の感を禁じ得ないし、満濟から呼ばれて事情を尋ねられた甲斐も、「其事候」と言って、まるで待っていたかのように、満濟が「旨趣繁多間令略了」と書くほど詳細な説明をしているのも、当初から幕府に知らしめることを目的としていた策謀である気配を感じさせる。いずれにせよ、斯波氏の財政が困窮していたことは否定できまい。

⁶⁹⁾ 河合正治氏は、斯波義淳の下国騒動についてふれられ、「甲斐・織田・朝倉らの被官に実権を奪われていたため、在京生活の維持も困難なほど経済がゆきづまっていたと指摘されている（『将軍と守護』〈豊田武・ジョンホール編『室町時代—その社会と文化—』吉川弘文館、1976年〉62頁）。

⁷⁰⁾ 河合正治『足利義政』（清水書院、1972年）32頁。

⁷¹⁾ 鳥居氏は、嘉吉の乱後にしばしばみられた管領の上表の多くは、将軍と対立した時にとった最後の手段と

しての示威行為であったと指摘されている（「嘉吉の乱後の管領政治」〈『年報中世史研究』5、1980年〉）。しかし、この説明は、義政が将軍宣下後主体的に政務に関わり出してからの上表については納得できても、それ以前の、もっとも管領が幕政の主導権を発揮し得たとされる将軍義勝期と義政幼少期については適用できない。かかる時期でさえ管領上表が見られたことの中に、当時の管領家にとって、管領職に在任するか否かが、必ずしも自家の政治的地位の保全・発展に決定的意味をもっていたわけではないことを示唆しているのではあるまいか。

⁷²⁾ 青山氏注(1)②論文。なお、細川持之も辞意を漏らしたことがある（『満濟』永享7年4月2日条）。

⁷³⁾ 今谷明『日本国王と土民』（集英社版日本の歴史⑨、1992年）、同「14-15世紀の日本」（『岩波講座 日本通史』9、1994年）など。

On Yoshiatsu Shiba's assumption of office as Kanrei and his offer of resignation from it

Shoichi KAWAMURA

General Yoshinori Ashikaga (足利義教) nominated Yoshiatsu Shiba (斯波義淳) for Kanrei (管領) for the next new term in 1429. Initially Yoshiatsu and his vassals strongly declined the proposal, and even after taking office he offered his resignation many times. An interpretation of this situation claims that Yoshiatsu was mentally handicapped. But this interpretation cannot be justified. Three reasons are pointed out in this article for his evasion of the post. First, there was a conflict between Yoshinori and Yoshiatsu on policy issues. Second, the post of Kanrei had been stripped of all its importance by the time. And third, it was a financial burden for Yoshiatsu to occupy the position. It may also be pointed out that the tendency to refuse the position was observed among other persons qualified for the post as well. From the above, the present article concludes that the *raison d'être* of the Kanrei system had been diminished considerably.